

平成25年第3回上里町議会定例会会議録第2号

平成25年6月5日(水曜日)

本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君

欠席議員(1人)

13番 根岸晃君

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	木村隆之君
総合政策課長	石原秀一君	まち整備環境課長	坂本浩之君
産業振興課長	野田浩一郎君	学校教育課長	谷木章二君
学校指導室長	浅見榮君	生涯学習課長	坂本正喜君
農業委員会長職務代理	高田茂君		

事務局職員出席者

事務局長 横尾邦雄 係長 戸矢信男

開 議

午前9時2分開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第6 一般質問について

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 皆様、おはようございます。議席番号6番中島美晴でございます。通告順に従いまして、一般質問を行います。

今回の質問は、1、耕作放棄地の再生利用について、2、地産地消の推進について、3、緑の園庭・校庭促進事業について、4、地域デビュー講座についての4項目です。順次お伺いしますので、御答弁のほどよろしくお願いたします。

それでは、初めの質問、耕作放棄地の再生利用についてお伺いします。

1年以上作付されず、今後耕作される見通しのない農地、いわゆる耕作放棄地の増加が全国的に深刻化しています。農水省では農業主体者への支援を拡充させ、こうした耕作放棄地の早期解消を図るために、平成21年度から5年計画で耕作放棄地再生利用緊急対策事業を展開していますが、明年3月で本事業の実施期間が終了してしまうことから、今定例会で取り上げ、耕作放棄地再生利用についての積極的な対策を図るよう提案させていただきます。

耕作放棄地は、病虫害の発生源、廃棄物の不法投棄の誘発や、近隣の児玉や神泉ではイノシシやシカなど有害鳥獣のすみかとなりつつあり、年に何度か上里にも出没し、話題となっておりますが、農業生産へ支障を来すだけでなく、農村景観に様々な悪影響を及ぼしています。地域住民の生活を守り、農業生産の基盤である農地を確保するためには、耕作放棄地を解消し、農地の再生利用を加速させることが重要です。

農水省が5年ごとに調査する農林業センサスによれば、平成22年の時点で日本全国の耕作放棄地は39.6万ヘクタールで、これはほぼ埼玉県の面積に相当するとのこと。平成21年以降から増加傾向にあり、この20年間で約3倍にまで広がっています。耕作放棄地の最も大きな発生要因は、農業者の高齢化の進行と後継者不足、農産物価格の低迷などが上げられ、営農が続けられなくなっていることです。

農水省によりますと、今後5年で現在250万人いる農家のうち、70万人以上が引退する見込みとなっており、高齢農家の農地をいかに意欲ある若い農家や農業生産法人に引き継いでいく

かが最大の課題となっています。

こうしたことから、農水省では農業主体者への支援を拡充させ、耕作放棄地の早期解消を図るために、平成21年度から5年計画で耕作放棄地再生利用緊急対策事業を開始しました。この事業は、引き受け手が行う耕作放棄地の再生や土づくり、再生農地を利用する就農者への研修、作付、加工、販売の施行、必要な施設の整備、権利関係の調査・調整等に交付金を支給する制度で、今日までに多くの地域が交付金を活用して農地を再生しています。

農水省の平成25年度予算には、重点項目として耕作放棄地再生利用緊急対策交付金約45億円が盛り込まれていますが、対策事業の最終年度となっており、明年3月で本事業は終了してまいります。そこで、我が上里町も耕作放棄地の取り扱いで困っている状況があれば、交付金を活用して耕作放棄地を解消し、農地の再生利用対策に取り組んでいただきたくお伺いいたします。

現状と課題についてお聞きするとともに、農地の再生利用の取り組みについてなど、以下の順に、4点にわたり、町長、農業委員会会長にお伺いいたします。

耕作放棄地の現状について。次に、こうした耕作放棄地の発生抑制、解消に向けた対策はどのようにとられているのでしょうか。農地の再生・利用する人たちへの支援は必要かと考えますが、交付金の周知はされているのでしょうか。また、活用されておられるのでしょうか。農業従事者の平均年齢は66歳から67歳と言われていますが、5年度には確実に増えるであろう耕作放棄地の今後の対策について、どのように考えておられるのか。町・農業委員会の取り組みについて御見解をお伺いいたします。

次の質問事項に移ります。

2、地産地消の推進について。

農産物直売所の活用についてお伺いします。

農業生産者が、市場などを通さず直接に消費者に販売する農産物直売所は、もう一つの販路として、全国各地で繁盛している直売所が人気を呼んでいます。直売所は、地元の畑から新鮮な農産物を地域の人に提供する地産地消が基本ですが、年間販売額が1,000万円未満の小規模な直売所が全体の半数を占めており、今後の拡大が期待されています。店舗の大型化や来客の増加に伴い、品揃えが課題となります。

直売所の長所を生かし、商品やサービスの質などを、消費者の要望や好みなども取り入れたり顧客満足度を高めることに努めれば、直売所のリピーター確保につながると考えます。地場産という、生産者の顔の見える安心・安全で、しかも美味しくて価格が安い野菜が、地元の直売所で提供されていることをもっとPRし、直売所間の提携や協同組合などと直売所の工夫で、食育や地産地消の推進による地域活性化を進める活動が考えられます。

全国では、およそ1万3,000カ所あると言われる農産物直売所、直売所当たりの出荷農家数は全国平均で70戸程度ですが、JA農協が主体の場合には平均で200戸以上となり、多くの農家に所得機会を提供しています。農産物直売所の利用について、全国の消費者2,000人を対象に実施したアンケート調査の取り組みに関する6次産業化の取り組みに関する農業者、消費者の意識調査によれば、76%の人が直売所を利用したことがあることがわかりました。

私も「かみさと館直売所」や近隣の直売所へよく通っていますが、少し遅くなり、昼過ぎてしまうと、ほとんどの野菜がなくなっています。売れ残ると生産者の引き取りとなるため、出荷量を調整しているのですが、もう少し工夫できないかと感じています。野菜はスーパーよりも直売所とする消費者の流れをつくり、地域の人に地元の新鮮な農産物を提供する直売所を中心とした地産地消の取り組みで、地域活性化が図れないでしょうか、町長に見解をお伺いします。

次に、軽トラ市の開催についてお伺いします。

軽トラックの荷台の上に朝とりたての新鮮な農産物を乗せて、生産者がみずから対面販売をする軽トラ市、旬のおいしいものが一番おいしいときに提供、珍しい野菜は食べ方なども教えてくれます。

行田市では、行田軽トラ朝市を平成22年度から開催、毎月第3日曜日に市役所隣の芝生広場で開催しています。軽トラ市で500円分購入すると、スタンプ1個押印してもらい、スタンプ10個ためると500円分のお買い物券と交換されるスタンプカードの発行や、宅急便の受付も始めました。5月は緑のカーテンコンテスト用のゴーヤ苗を無料配布したとのことでした。

上里町も役場の休日、東側の駐車場を利用して、こうした軽トラ市の開催を計画してみたらいかがでしょうか。まずは試行的にイベントとして開催し、毎月決まった曜日に同じ場所で開催すればだんだん定着し、もう一つの地産地消を進める活動につながればと提案させていただきますが、いかがお考えか町長にお伺いします。

次に、3、緑の園庭・校庭促進事業について。

園庭・校庭の芝生化についてお伺いします。

平成23年6月定例会では、鳥取方式を取り入れた校庭の芝生化についての質問でしたが、今回は、埼玉県緑の園庭・校庭促進事業としての補助金も活用しての芝生化についてお伺いします。

文科省は、21世紀の学校にふさわしい学校のニューディールを推進するために、経済産業省、環境省との連携を図り、財政上の観点からも自治体負担軽減をサポートする体制を整えています。現在、建て替え中の上里中学校には太陽光発電が導入され、町内の小・中学校の普通教室にも今年はエアコンが設置されます。文科省は、スクール・ニューディールに盛り込まれた校

庭の芝生化事業についても、子供たちが、けがを怖がらずに体を動かすことが促されると評価しています。芝生化には多くの効果があり、文科省としてもその整備促進を図っていますとあり、その意義、効果を学校設置者に情報提供し、事業化の積極的な検討を促したいと答弁されております。

学校施設の校庭の芝生化がヒートアイランドを緩和させ、また子どもたちが安心して戸外で遊べ、運動能力向上においても子どもにとってよりよい教育環境改善につながります。さらに、情操教育にも役立てられるとの声が、芝生化設置を進める自治体から寄せられています。

早稲田大学の調査では、学校の校庭を芝生化することで子どもの健康増進に寄与し、学校の環境向上や地域の一体化を促すという効果があることが明らかになった。これは総じて子どもの健やかな成長に貢献するものであり、同時に子どもが運動を楽しむための土台を形成しているとも考えられるのではないかと。

つまり、芝生の校庭はスポーツ振興の観点からでなく、より多方面に恩恵をもたらすことができるとした上で、維持管理体制を工夫することで、事前に予想される負担は少なく済む。むしろ、それを上回る効果を生み出すことができると感じた。芝生化を実施する前は、維持管理の負担を気にしていたが、草刈りは30分程度で終わり大変ではなく、誤解が解けたので、今は芝生化に大賛成という校長先生の声が印象的であったとまとめています。

温暖化の関連の各種調査においても、土から芝生にかえることで、夏場の校庭の温度は2から8 低下との冷却効果も報告されています。このように、子どもの心身の健全育成や環境面など総合的に見るならば、芝生化は固いグラウンドに対して圧倒的にメリットが大きいと言えます。

一般的にデメリットと想定されるのは、維持管理の問題だけです。ですから、今回はこれについても答えを2つ用意してまいりました。1つは、シルバー人材や地元の造園業などへ、入札を通して外部委託します。現下の経済状況、また今後の超高齢化社会を考えたとき、雇用対策として地元業者やシルバー人材への委託はよいアイデアかと思えます。もう一つは、学校応援団に芝生の管理項目を追加し、募集します。地域の方が学校に出入りし、水やりや芝刈りなどを通して触れ合うことは、別の視点からもよいのではと考えます。これで安心して子どもたちのために芝生化に踏み出せるのではないのでしょうか。

国のスクール・ニューディール構想や、県の緑の園庭・校庭促進事業の補助金、交付金を使うと、市町村の負担は1割から2割と聞いております。事業としての敷居が低く、子どもも地域も地球も、みんなが笑顔になる事業です。私には取り組まない理由が見当たりません。上里町もぜひ、校庭の一部に緑のじゅうたんをというモデル事業から取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか、町長、教育長に御所見をお伺いします。

次に、4、地域デビュー講座について。

シニア世代の地域デビュー講座についてお伺いします。

現在、全国各地で定年退職などでリタイアしたシニア世代らに、地域に駆け込んでもらおうと、地域デビューに関する多彩な講座が開かれています。例えば栃木県宇都宮市は、5月からシニア世代の地域デビュー講座を開講しました。地域活動を探したいという高齢者を後押しするため、地域で活躍する人が講師となり、ボランティアの意義や活動について学びます。東京都江東区では6月から、定年退職してから何かを始めたい、地域に貢献できることはないかと考えるシニアのために、シニア世代地域活動入門セミナーを開きます。人付き合いのこつや地域活動の概要などを学ぶ予定です。

大阪府河内長野市は7月から、町づくり地域デビュー講座4を開催します。市民みずからが町づくりの核となって、地域の課題解決を図れるよう市の担当室課長らが講義するほか、具体的な活動を展開するためのワークショップも開く予定です。

上里町も定年退職などでリタイアしたシニア世代が地域に戻ってきておりますが、こうした地域デビュー講座の開催について、町長に見解をお伺いいたします。

以上で私の質問は終わります。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 中島議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、耕作放棄地の再生利用について、耕作放棄地の現状についてという御質問について答弁をさせていただきたいと思います。

耕作放棄地は、平成22年度、全国で約40万ヘクタールあり、中島議員おっしゃってありましたけれども、39万ヘクタールのときは埼玉県の面積に匹敵していたというふうに言われておるところでございますけれども、それよりやや増えて、今は滋賀県の面積にほぼ一致していると。それほど多くなっておるわけでございますけれども、その解決に向けて対策が急務となっております。

耕作放棄地につきましては、農業委員会で毎年10月に、管内全ての農地について現地調査を行っておりますが、昨年の効果は耕作放棄地が9万9,897平米と、前年対比で89%に減少したことで、全農地の占める割合は約0.8%と小さい数値になっておるところでございます。

次に、耕作放棄地の解消に向けて、再生・利用する人たちへの支援について、今後の町・農業委員会の取り組みについて、関連がございますので、一緒に答弁をさせていただきたいと思います。

農業委員会による農地利用状況調査の結果、耕作放棄地と判断された農地の所有者には、農地の適正な管理についての口頭による指導などを行い、耕作放棄地の解消に向けて取り組んでいるところでございます。

具体的には、例えば農地を借りる農家の方への支援として、農地を5年以上借りるなどの条件を満たす農家の方に奨励金を出す町の制度、上里町中核的担い手農家育成事業奨励金などの制度を紹介して、少しでも耕作放棄地を再生・利用しようという農家の方たちへの手助けとなればと考えておるところでございます。

また、荒廃した耕作放棄地を引き受けて農産物生産を再開する農家の方を総合的に支援する、先ほど議員もおっしゃっておられましたけれども、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金につきましては、平成21年度から今年度までの事業となっており、来年度以降は未定となっているところでございます。

ちなみに、この交付金の上里町での利用実績は、平成23年度に1件ございまして、解消面積は40アール、再生利用交付金は30万円であったようでございます。また、耕作放棄地だけでなく、農家の方の高齢化や後継者不足などの、人と農地の問題を解決するための未来設計図となる人・農地プランを今年度作成する予定となっておりますところでございます。

この人・農地プランには、様々なメリットがあり、例えば青年就農給付金の経営開始型では、新規就農者で所得の少ない方には、年間150万円の給付金が最高5年間給付をされるようでございます。ほかにも農地集約協力金という農地の出し手に対する支援もあり、例えば10アール当たり5,000円交付されることなどを広く周知することにより、耕作放棄地の集約・再利用にもつながるよう努めてまいりたいと考えております。

さらに、安倍総理は5月17日、成長戦略第2弾スピーチの中で次のような発言もしております。すなわち都道府県段階で農地集積バンクとも呼ぶべき公的な機構を創造し、様々な農地所有者から農地を借り受け、農業への意欲あふれる担い手に対して、まとまった形で農地を貸し付けるスキームを構築していきたいというふうに言われておるわけでございますけれども、さらに耕作放棄地につきましても、農地利用を促すため必要な法的手続を思い切って簡素化していくと発言をしております。

したがいまして、今後はこのような国の動向にも注視し、引き続き農業委員会と協力しながら耕作放棄地の解消に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、地産地消の推進について、農産物直売所の活用についてという御質問について答弁をさせていただきます。

町内農産物における地産地消の推進につきましては、地元食材を利用した料理や農畜産物を、マスコットキャラクター「こむぎっち」とともに各種イベントでPRし、地場農産物の消費拡

大を図っております。毎年11月に行われておる「ふれあいまつり」では、地場産の野菜を使った豚汁、かな清流米のおにぎり、野菜の直売、牛乳や卵などの販売を行っております。

また、毎年1月には本庄市役所で開催されております「つみっこ合戦」や、2月17日に初めて神保原駅から新町駅までのコースで行われました「駅からハイキング」では、商工会、調理師会に小麦粉を提供し、上里町小麦を利用したつみっこで町のPRを行っております。

そのほか、乾武マラソン大会では、おふくろ汁で使っている地場産のネギの提供や、本庄地方拠点都市地域整備推進協議会の地域PR事業として、上里サービスエリア上り線側にて梨や野菜の展示や販売を行い、生産者と消費者との交流を通じて、町内の農畜産物のPRを行っております。

さて、農産物直売所の活用についてでございますが、JA埼玉ひびきのかみさと館直売所は、平成9年のオープン以来、地域密着型の直売所として利用者から好評を得ておるところでございます。平成24年度の売り上げは2億3,346万9,939円で、前年対比106%、客数は19万6,030人で、前年対比103%と伸びているようで、町内外の企業への出張販売や町内のショッピングモールで月に1回開催されているイベントの参加等により、直売所をアピールしてきたJA埼玉ひびきのさんの努力の賜物と思っております。

また、昨年11月からは本庄上里学校給食センターの取引が開始され、ネギ、白菜、キャベツ、みず菜などの上里産の野菜が提供されており、これも直売所の売り上げが増えた要因の一つであると思います。

その一方で、某直売所に行く商品がないと、今議員さんもおっしゃられておったわけでございますけれども、そういうことも耳にしておりますが、生産者にリスクが伴うため、出荷量を増やしてもらうことが、なかなか難しいようでございますけれども、対策としてタイムセール等の実施を今後検討してまいりたいとこのことでございます。かみさと館直売所の立地条件が影響しているのか、町内の顧客が多いようですので、新規利用者を増やすため、町外のお客様に利用していただくことが必要であると思っております。

町は現在、上里サービスエリア周辺事業を実施しているところですが、上り車線側は産業団地のほかに農業振興のために農村整備公園を整備し、物産館や農産物直売所等を整備する計画でございます。今後も引き続き県、農協、商工会と連携を図りながら、地産地消の推進に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、の軽トラ市の開催についてという御質問について、答弁をさせていただきます。

軽トラ市は、軽トラックの荷台を店舗に見立てた朝市のことだと思われませんが、平成17年に岩手県の雫石町で始められ、日本全国に広がっているようでございます。軽トラックは荷台の高さが商品陳列にちょうどよい、車で乗りつけられて準備と撤収が簡単、産地直送のイメージ、

農家のほとんどが所有しているなどのメリットがあるようでございますが、軽トラ市そのものが市街地の活性化として行われているケースが多いようでございます。ちなみに、現在関東では6市、埼玉県では2市、行田市と飯能市が行っておるようでございます。

町内のショッピングモールでは、毎月ファーマーズマーケットが開催されており、JAひびきの「かみさと館直売所」が出店をされておりますが、一般農業者の出店はなかなかないようでございます。したがって、仮に軽トラ市を開催する場合、何かのイベントに合わせて開催しないと集客が難しいのではないかと考えられます。また、そのほかに開催場所の選定も大事なポイントと考えられます。堤調節池運動公園などのグラウンドですと、少しでも風が吹けば商品に土ぼこりがついて売り物にならなくなる、そういった可能性もあるわけでございます。

いずれにいたしましても、軽トラ市のアイデアが町の活性化につながればよいと思いますので、農協や商工会と連携して、今後調査研究をしていきたいというふうに思っておるところでございます。また、具体的には役場で毎月定例的にやったらいかがというお話もいただいておりますけれども、これを重ねることによって人が来ていただけるということもあるわけでございますので、今後農協や商工会と検討をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

次に、緑の園庭・校庭促進事業について、園庭・校庭の芝生化についてでございますが、校庭の芝生化につきましては、ヒートアイランド現象の緩和や緑化の促進並びに砂ほこりの飛散防止などに効果が得られること、特に子どもたちの心と体を健やかに成長させるという点において、高い効果が得られるということであります。

しかし、校庭につきましては、体育の授業、部活動の利用、体育施設の開放事業にスポーツ少年団、地域住民の利用などがあり、使用できない期間をつくらないようにしなくてはならないと認識しております。また、芝生化するための初期投資と継続的に維持管理が必要であるため、学校関係者の協力やボランティア、学校応援団の確保など課題も多いのも承知しておるところでございます。

上里中学校では、現在改築中でございますが、建物完成後の外構工事で芝生を含む緑化など、敷地の全体利用について何か工夫ができないか考えてまいりたいと思います。学校現場の影響もあり、学校教育に関することもありますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、最後になりますが、4番の地域デビュー講座について、シニア世代の地域デビュー講座についての質問にお答えさせていただきたいと思っております。

自分の住む地域で自主的にボランティア活動などに参加し、仲間とともに楽しみながら活動していくための初めの一歩が、地域デビューであります。特に、今後地域活動の担い手として

期待されているのが、団塊の世代を中心としたシニア世代でございます。長年養ってきた豊かな経験や技能、知識を生かして活動することが必要であり、シニア世代の地域での居場所づくり、活動のきっかけづくりとなる地域デビューを支援することは、本年4月に宣言した、学びとふれあいの町を通してともに支え合い豊かな町づくりを進めるためにも必要であると考えております。

御質問は教育に関することでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 中島議員の緑の園庭・校庭について、園庭・校庭の芝生化についてお答え申し上げます。

芝生化につきましては、児童・生徒に対する情操教育によい影響を与えるということは、町長答弁で述べておりますように、学校教育に効果があることは承知しております。しかしながら、実施に踏み切るには様々な課題がございます。本町の小・中学校の校庭は、本来の学校教育での利用以外に、文部科学省が奨励する学校体育施設開放事業の推進に基づき、スポーツ少年団等が社会体育の施設として頻繁に利用されております。

そこで、多種多様な形で利用される校庭では、芝生を良好な状態で維持することが大変難しいこと。設置当初の芝生の養生期間また部分補修が必要になることから、その間多くの利用者に不便を強いることになること。長期間良好な状態で維持するために十分な散水、除草、芝刈り、適度な堆肥など維持管理が難しいことなど、課題があると聞いております。

芝生の先進地である本庄市では、学校応援団等の地域の協力体制が整っている学校、民間業者へ管理委託を中心である学校、さらに校庭の周辺の芝生化計画の実施があると聞いております。

現在校舎建築を進めている上里中学校では、体育館の改築後に緑化を含めたグラウンド利用や駐輪場、部室、用具室、外トイレの設置など、平成28年度に予定しております。そこで学校活動や体育施設開放事業による利用頻度の少ない場所への芝生化による学校全体の緑化計画を策定し、適正な維持管理ができる方法も含め、今後の方向性について検証が必要と思っております。

次に、御質問の4、地域デビュー講座について、シニア世代の地域デビュー講座についての質問にお答え申し上げます。

豊かな知識、経験、能力を持ち、今後それらを地域活動に生かしていただくことが期待されている団塊の世代を中心としたシニア世代の方々が、生き生きと生活を送り、地域と関わり合いを持つことは、人生を豊かなものにする重要な要素の一つであると考えております。

しかし、地域活動や社会貢献活動に対する関心は高いものの、実際の活動参加へはなかなか結びつかない現状にあります。学びとふれあいの町宣言では、学びを通して自己を高め、心豊かで潤いのある上里町の実現を目指すとあります。また、学びの循環のある地域社会づくりを目指すという埼玉県社会教育委員会議の建議の中で、知識や技術、経験は学んだ人自身の身につくものであるが、学んだ成果が世代や地域を超え循環することにより、各世代の交流やつながりを深めることができ、さらには誰もが生き生きと活動できる社会、地域の活性化にも寄与すると記載されております。

町では、今年度趣味・生きがいつくり講座に加え、中央公民館では地域を知ってもらう講座「郷土の歴史を学ぶ」や、生涯学習課では子どもたちの地域での活動を支援してもらう学習支援者養成講座などを予定しております。団塊の世代が増える傾向にある本町でも、町民の皆様から様々な要望がございますので、関係課、機関と連携しながら、シニア世代の方々の地域デビューのお手伝いをするための講座開設や、情報の提供を充実してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋正行君） 次に、農業委員会会長職務代理者の答弁を求めます。

農業委員会会長職務代理者。

〔農業委員会会長職務代理者 高田 茂君発言〕

農業委員会会長職務代理者（高田 茂君） 耕作放棄地の再生利用について、耕作放棄地の現状についてという御質問に答弁させていただきます。

平成21年の農地法改正により、農業委員会では毎年10月に、管内全ての農地について農地の農業上の利用が確保されているかという現地調査を行っております。昨年の調査結果は先ほど町長から申し上げましたが、現在残っている耕作放棄地は、例えば形の悪い農地や給水栓のついていない農地など、使い勝手の悪い農地が多くを占めております。

次に、耕作放棄地の解消に向けて、再生・利用する人たちへの支援について、今後の町・農業委員会の取り組みについて、関連がございますので、一緒に答弁させていただきます。

農業委員会では、農地利用状況調査の結果、耕作放棄地と判断された農地の所有者には、農地の適正な管理についての口頭や通知による指導などを行い、耕作放棄地の解消に向けて取り組んでいるところでございます。

具体的には、例えば所有者みずから耕作を行うことが困難な場合、農地バンクへの登録を幹

旋したり農地利用者との仲介をすることで、少しでも耕作放棄地の再生・利用に結びつくよう努めております。

また、農地を相続する場合、農業委員会への届け出が必要となるわけですが、農家でない方や町内に住んでいない方が相続したりすると、耕作放棄地となる可能性が高くなります。そこで、農地を相続した届け出がされた場合、所有者の方に農地の適正な管理について御理解いただくとともに、農地貸借の斡旋希望などを確認し、農地が耕作放棄地とならないよう努めております。

いずれにしましても、耕作放棄地の解消に向けて、今後も町と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島。

町長、教育長並びに農業委員会会長におきましては、丁寧な御答弁をいただきました。何点かちょっと確認を含めまして、聞き漏らした点もありますので、大変失礼ですが再質問をさせていただきます。

まず初めに、耕作放棄地の再生・利用のところでありますが、御答弁を伺いましたところ、上里町は9万9,897平米ということで、比較的少ないということがわかりまして、残っている耕作放棄地になっているのは、今会長さんが御答弁ありましたように、形の悪い、使い勝手が悪い、そういった農地であるということを伺いました。

ただ、現状では法改正になってから、毎年10月に農業委員さんにより現地を回って農地パトロールをされているので、先ほど伺いましたような毎年実態がわかるわけではありますが、少ないことに安心したところでもありますけれども、これからといいますか、よく耕作放棄地、これから夏場になりますと草がすごく生えて虫がすごく、蚊とかが発生してしまっていて、住宅地のほうに本当に勝手口のほうとか網戸、窓を開けると本当に虫が入ってきたり、お庭に種が飛んできて雑草が生えて困るということで、毎年役場のほうに連絡してくれないかというふうなお電話いただく方なんかもおありまして、担当課のほうでは所有者の方に連絡していただいて、除草作業をしていただいているということがずっとあるんですけれども、そういった方に、今のお話ですと、農地を借りたい人と貸したい人を農地バンク制度に登録しておいて、農業委員会としたり斡旋しているというふうな御答弁がありましたけど、現地調査をして積極的に耕作放棄地に、少ないわけですけれども、なっている方にどうするのか。

耕作放棄地を解消する対策として、お一人お一人に指導されているのかどうなのか、ちょっ

と聞き漏らしてしまったので、再度御答弁をお願いします。

議長（高橋正行君） 農業委員会会長職務代理者。

〔農業委員会会長職務代理者 高田 茂君発言〕

農業委員会会長職務代理者（高田 茂君） その内容につきましては、事務局長より答弁させます。

議長（高橋正行君） 農業委員会事務局長。

〔農業委員会事務局長 野田浩一郎君発言〕

農業委員会事務局長（野田浩一郎君） 今、中島議員からお話のございました通知、指導につきましては、その利用状況調査終了後もしくは年間を通して、農地の適正な管理についての指導ということで、通知ないしは口頭による指導のほうを行わせていただいております。ちなみに、昨年度、平成24年度につきましては、口頭、通知合わせまして126件の指導のほうをさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島。

ありがとうございます。本当に全体で115筆が耕作放棄地となっているということで、昨年1年間で126件の指導が行われたということでもありますので、少ないとはいえ、やはりそういったことで、上里町の現状の中での耕作放棄地の解消に向けてさらなる御努力をお願いしたいところであります。

私が今回取り上げさせていただいたのは、本当に農業生産者の方が平均して66歳から67歳ということで、まだまだ現役でお元気で若い、今の寿命で言えば若い中に入るわけですがけれども、これがやはりあと5年また10年となりますと、確実に、元気で頑張りたいたいけれども、続けていくことができないという方が、明らかに国のデータでも多く、リタイアされる方が増えるわけでありまして、上里町もやっぱり同様であるかなと心配するところでありまして、本当に今のうちに耕作放棄地に対しての対策をしっかりと計画をしておかなければいけないのではないかと感じるところでありますが、それに対してどのような計画、また取り組みを考えておられるのか、再度御答弁をお願いいたします。

議長（高橋正行君） 農業委員会事務局長。

〔農業委員会事務局長 野田浩一郎君発言〕

農業委員会事務局長（野田浩一郎君） 今後もやはり、同じ繰り返しにはなりませんけれども、直接所有者の方にお会いして、農地の適正な管理について御理解、御協力をいただくとともに、

また通知による指導等を行ってまいるとともに、先ほど町長からも答弁させていただきましたが、現在国のほうでも今後また農地集積バンク等、いろいろ耕作放棄地の解消に向けて具体的な案を模索しているようでございますので、そういった国の動向なども注視してまいりまして、今後も耕作放棄地の解消に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島。

ありがとうございます。1点、町長に御答弁を願いたいわけですが、平成27年にスマートインターが開通になるわけですが、その関連であります、今、中島が述べさせていただきました将来あの周辺の農地も、今は頑張っていて耕作されておりますけれども、スマートインター周辺とかまた上里町の中にもこうした耕作放棄地が将来は発生するというので、スマートインターを見据えてそういった耕作放棄地を、収穫体験農園ということで町が借りる、農協が借りる、すいません、どこが借りればいいのかちょっとわからないんですけれども、収穫作業までの管理は元気な農家さんにやっていただいて、それで最も労働力が必要な収穫作業を、例えばイチゴ農園とかそういう形で、大変上里町のイチゴもおいしいわけですが、そういったことを収穫、イチゴ農園にして、最も労働力が必要な収穫作業を観光客にやらうというふうな、そういった形をとっているところもあるようなんですね。

こうした形で耕作放棄地の再生と発生未然の防止を本当に図っている、努力されているところもある、山梨等ではあるようなんですけれども、いろいろな果物は違ってくると思うんですけれども。こういった取り組みの一つとして、農産物の詰め放題だったり、摘み取り、収穫、そういったこともやっているようなんですけれども、農園を町が買い上げる、借り上げる、町ですかね。それで、農園使用料が農地を持っている所有者の方に払われるわけですから、所得の増加にもつながるわけですし、草ぼうぼうに耕作放棄地にしておかなくても農地を有効活用できるわけですが、将来的にはそういったことも考えられるのかなと。

大変に、何をつくっても上里町はおいしいので、考えているところなんですけれども、ちょっと農業に対しては大変申し訳ない、素人なんですけれども、こういった取り組みに対しては町長はいかがお考えか、御所見を伺いたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、中島議員から御提案をいただきました貸し農園みたいなものを作ったらどうかと、そういう御提言だと思いますけれども、ただ、スマートインター周辺の活性

化事業の中では転用が行われたわけでございますけれども、周辺の農地の転用はまだ土地改良をやったばかりでございますので、非常に難しさもあるというふうに思っております。

そういう耕作放棄地は、とりあえずはあの周辺には、皆さんが一生懸命農家をやっている方でございまして、麦や米を作付している方が非常に多いわけございまして、まだそういった状況は見ておられないわけでございますけれども、将来そういう状況になれば、また国のほうへも県のほうへも申請をしながら、そういうことができるかどうか、今後の検討課題として頭に入れておきたい、そんなふうにも思っておりますのでございます。

ただ、比較的上里町は農業の若い後継者が、この近辺では非常に多い地域でございます。農業青年会議所の総会等へも出ておりますけれども、児玉郡市の中では非常に、上里町が一番若い農業後継者が一生懸命やっていると、そういう地域であるわけでございますから、是非そういう耕作放棄地が出ないように、農業委員会とともに一生懸命努力をしてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島。

耕作放棄地の解消に向けて、また防止に向けて努力をよろしくお願いいたします。

次に、緑の園庭・校庭促進事業についてのところについてお伺いいたします。

先ほど教育長が非常にまた、上里中学においては緑化対策も含めてというふうな、緑化を含めた検討も今後の検証課題として行いたいということでありましたが、私もこの23年に取り上げさせていただいたときには、本当に西洋芝のポット苗、サッカー協会の無償提供で、どこか小学校、中学校かどこかモデル的にとりあえずはまず、デメリットばかり上げてもとりあえず実施して、メリットも大変多いので、どこかに取り上げていただきたいなと思って、この間現地を見させていただきまして、秋平また近隣では仁手、旭、そういったところを夏場とか冬場を見てまいりましたけれども、それぞれのやっぱり課題があるということもわかりましたし、サッカー協会さんの場合ですと面積が、1人当たりの芝生の面積というのが、全面芝生化ということを通してというのが目的なので、全面芝生化というのが条件だそうで、それがわかりまして、今回、埼玉県が補助を実施しております緑の園庭・校庭促進事業ということでうたわせていただいたわけでありまして。

これは本当に面積にこだわりがなく、もちろん西洋芝は安く成長も早いですし、根の張りも本当にしっかりと張るので、高麗芝のような大変な管理じゃなくて、本当に維持管理も非常に、実際はそれほど作業は大変ではない。

雑草も芝と一緒に刈り取ることができるし、冬場に二、三センチぐらいに、芝が枯れている

ときにちょっと雑草が生えたときに抜き取れば、そこにしっかりと生えてきた芝が根を張るので、あとはそれほど、雑草も生えにくくて、1年間しっかりと根づくまでがちょっと維持管理が大変なんですけれども、水やりとか肥料とか。ただ、根づいてしまうと比較的作業が簡単であるということも伺ってまいりました。

埼玉県の緑の園庭・校庭促進事業の補助金（交付金）を使うことによりまして、芝の面積が決められていないので、校庭の一部、芝生コーナーという形で計画することが可能ということを伺いました。本当にスクール・ニューディールの柱でもあります校庭の芝生化事業を上里町も是非モデル的に、芝生コーナーで結構でございますので、とりあえずどこかに実施していただきたいと御提案させていただきますが、再度御答弁をお願いいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 中島議員がおっしゃいましたように、心と体の健康増進に非常に芝生は効果があると。また、校舎も木の校舎が木の温もりがあって、非常に子どもたちの教育上、優れているというようなお話もいただいております。

校庭全般を芝生化するというのは、先ほども私のほうからもお話をさせていただきましたけれども、なかなか難しさがあるということでございます。芝生の一部、広場、そういうものについては、是非私もやっていったほうがいいであろうと、そういうふうに思っております。

私事でございますけれども、私も七本木中学校の出身でございます。あそこのところへ中学校ができたときに、校舎の北側が大きなグラウンドになっておりました。今キャノンがあるところでございますけれども、南側が三角の変形した校庭でございました。そこに大きな木を何本か植えてございまして、その下が芝生になってございまして、昼休みの時間、そして放課後、担任の先生や音楽の先生とそこで歌を歌ったり、そしてハーモニカを練習したり、そういう懐かしい思い出もあるわけでございますけれども、そういうことに子どもと先生が一体になって、そういうところで芝生を囲んで座りながら、みんなして楽しく学校生活が送れる。そういう心の教育、そういうものがその芝生化によってできればいいなというふうに思っておりますので、中学校におかれましては、是非そういった意味での芝生広場を作っていきたいというふうに思っておりますので、今後教育長とも相談をしながら、その辺のところも進めていきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 今、町長が話しましたように、特に上里中学校では今、改築してい

るわけですが、埼玉県ふるさと埼玉緑を守り育てる条例というのがございまして、いわゆる校庭の緑化というのが一つの大きな義務づけになっております。全体敷地面積の25%を緑化しなくてはならないというのがございまして、先ほど申し上げたのがそれらも含めまして、周辺の芝生化、その辺を考えていかななくてはならないかなと。

ただ、先ほども言いましたように、長期にわたる維持管理というのがございますので、それらも含めながら、どのようにしたら維持ができるのか、どんなふうにしたら子どもたちにいい影響を与えられるのかということも考えながら検討してまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島。

大変に町長、教育長におきましては前向きな御答弁をいただきました。西洋芝の場合は、ちょっとくどくなりますけれども、非常に生育も早くてダメージに強い芝でありまして、多くの潜在需要を今まで維持管理が大変と言われてきた、そういったことが、西洋芝に変えることによって解消されるということ聞いております。

本当に維持管理も西洋芝を使用すれば、例えば6月に植え込むと、夏休みが終わって9月には本当に緑のじゅうたんになりますし、先ほども触れましたように雑草も一緒に刈り込んでしまうので、作業も30分ぐらいで、全面でもそのぐらいで大変ではないそうですので、是非ともその実施を楽しみにしております。また、維持管理については町民の皆様にも是非とも御協力をいただき、皆さんからお知恵をいただいて、よりいい維持管理ができればいいかなと考えております。

以上で中島の質問を終わります。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時8分休憩

午前10時20分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 議席番号5番納谷克俊です。

通告の順に一般質問を行います。

今回の私の一般質問は、道路政策について、職員の再任用について、職員の非違行為についての3点であります。

以下順番に質問いたします。

初めに、道路政策について伺います。

昭和49年に計画決定された都市計画道路については、決定時から既に40年近くが経過をし、計画線上に家屋などが建設されたり、周辺の状況また交通事情等も当時とは大きく変化をしていることと思います。そこで、次に述べる3路線について見直しすることを提案いたします。

初めに、神保原中通り線、こちらは幅員12メートルのところ、本庄市境から県道上里鬼石線に至る道路です。先ほど町長に渡したと思うんですが、オレンジ色でマークした線でございます。こちらに関しての、そもそもこの道路を今後建設していくことは難しいだろうと私の中では考えております。

と言いますのも、道路計画線上に建物が、これは鉄骨造の建物が建設されていること、またもう1点といたしましては、県道上里鬼石線とのランプ部、交差点部ですね、T字路という形になるかと思うんですが、この部分がちょうど高崎線のオーバブリッジに入るところでありまして、この交差点部分、こちらの取り付けのことは全く考えられていない構造になっているんじゃないのかと思います。

本庄市側のほうは、もう既に土地区画整理事業等でかなり道路ができていますけれども、そこから見通しても、どうしてもそこのオーバブリッジに上る部分に突き当たるには、交差点にはならない構造となっておりますので、こちらを見直すことは、本庄都市計画のほうとも考えると、整合性からいって難しいとは思いますが、現実的につくるのが難しい道路であるのなら、こちらの道路は見直して、昨日同僚議員からも質問がありました下野堂からちょうど西に延びてくる線、こちらのほうを駅のロータリーのほうまで持っていくことのほうが、より住民にとっての利便性は高いんじゃないかなと思っております。

1点目、神保原中通り線を見直すことを御提案いたします。

2点目といたしましては、古新田四ツ谷線、こちらは幅員16メートルの道路であり、三田の公会堂から現在、県道上里鬼石線までの工事が進んでおりまして、今年度中には開通するというので、非常に楽しみにまた待ち遠しく思っておるわけでございます。この道路は、さらに県道上里鬼石線から西に延伸されまして、計画では上里中央通り線、こちらまでの計画となっております。

現在は、町道125号線、これは上里中学校からトライアルのところですね、抜ける道ですけ

れども、こちらまでは圃場整備のほうである程度道路が作られているところでございますが、その125号線から西、上里中央通り線までの間につきましては、四ツ谷地区になりますが、現状を見通しますと相当数の家屋が建ち並んでいるということと、さらに終点であります上里中央通り線、こちらのほうの計画も、以前県のほうで調査費を計上していただいてランプ部の測量等は行っているかとは思いますが、ほぼ手つかずの状況であると。こういったことを考えますと、古新田四ツ谷線の125号線より西側、こちらにも計画をそろそろ見直す時期ではないのかなと思っておるところでございます。

次に、3点目でございます。これは町長に渡した資料で、オレンジのマーカで点線を打っているところでございますけれども、上里中央通り線でございます。この上里中央通り線に関しては、本庄道路との兼ね合いで、国道17号から本庄道路までの間、新たに都市計画決定を北に延伸ということでされたのかなと認識しておりますけれども、そもそもこちらの道路、国道17号金久保地内から三町、県道本庄藤岡線ですか、こちらまで抜ける計画幅員12メートルの道路でございますけれども、これから人口減少社会を迎えると。また、交通量の予測も中期的には減っていくと。長期的には当然ながら少なくなっていく状況の中で、この路線も建設する必要性が、計画当初よりも少なくなっているのではないかなと考えているところでございます。

これら3路線を見直すと同時に、私はここで上里東西を結ぶ幹線道路の計画、こちらを提案させていただきたいところでございます。

現在、サービスエリア周辺地区整備事業に伴い、またスマートインターの設置も関連しておりますが、町道2480号線、神流川からサービスエリアの北側を通りまして、ゼンショーの加工場、昔がえりさんの倉庫のところですね、こちらまでの工事が進んでいるところでございます。この道路をさらに東に持っていきます。

それと同時にこの上里庁舎の北側にあります三田久保原線、町道226号線になるかと思えますけれども、こちらは上里中央通り線までの計画はございますが、この計画路線と2480号線を東に持っていきますと、地図上でちょうど緑で示したところなんですけれども、やや堀込地区の北側を通り、一直線に結ばれる形状となります。

町内の東西における幹線道路、高崎線より北側では国道17号や県道がございます。また、南側では同じく県道がございます。ところが町内の中央部にしましては、東西に抜ける幹線道路がないという状況でありますとともに、スマートインターが開設されますと、上里町の中央部また東部、さらには本庄市の西部からスマートインターへのアクセス道路というものが必ずや必要になってくるかと思えます。

現状で考えられるのは、関越自動車道の北側また南側の側道が利用されることになるかと思えますけれども、これは私事になってしまうんですが、5月12日、この関越自動車道北側側道

を走っておりまして、関越道のボックス、下から抜けてきた車が一時停止をせず、私の運転する車の左側側面に衝突されまして、大きな事故を起こしてしまいました。

それに限らず、関越自動車道の側道というのは非常に事故の多いところでございますので、これを放置しておくという言い方はおかしいですが、どうしても誘導的には南側に誘導することになると思うんですけれども、実際は北側に信号がないので、通過する車が増えるということが予想されます。

そういったことも考えまして、この新しい東西の幹線、2480号線と三田久保原線を結ぶ線、こちら西原地区や堀込地区は非常に家が建ち並んでおります。特に県道児玉新町線のところのランプ部は、ちょうど新しい家が新築をされてしまったばかりで、非常にそういったことも考えますと移転等は難しいかもしれませんが、中長期的に考える中では、上里の戦略的道路政策としては、この路線が必ずや必要になってくるかと思えます。今から計画をし、将来的に何とか東西の幹線を完成させたいと私は強く思っておりますけれども、町長の御見解をお伺いしたいと思います。

次に、職員の再任用について質問をいたします。

総務省は、退職共済年金の支給開始年齢が今年度以降、段階的に60歳から65歳への引き上げが図られることに伴い、無収入期間が発生しないよう、地方公務員の雇用と年金の接続を図ることとともに人事の新陳代謝を図り、組織活力を維持しつつ、職員の能力を十分活用していくため、高年齢者雇用安定改正法、また国家公務員の基本方針、これらの内容を踏まえ、地方公務員の雇用と年金の接続に関する制度概要案を定め、具体的な制度改革案を検討することといたしました。

雇用と年金の接続を図るとともに、ここ数年多数の職員が定年退職を迎えるという職員の年齢構成を考えると、高年齢職員の知識、経験を活用するという意味からも、再任用制度が一層注目をされると思います。町でも平成13年、上里町職員の再任用に関する条例、同規則が制定をされておりますが、この間、再任用を希望された職員はいらっしゃるのでしょうか。また、この再任用された例はあるのでしょうか、お伺いをいたします。

最後に、職員の非違行為について質問をいたします。

まずは事実確認と今後の対応についてですが、昨日の同僚議員の質問またそれに対する町長の答弁もありましたので、幾分焦点を変えて質問をさせていただきます。

過日行われた全員協議会並びに昨日の一般質問における答弁によると、5月11日土曜日に発生をした職員による非違行為、窃盗事件であります。こちらについては、5月13日月曜日の午前9時過ぎに警視庁渋谷警察署より連絡があったことにより、当該非違行為、以下事件と申しますが、こちらを認知したとのことあります。

そこでお伺いいたしますが、今回の事件については、町はどこからの報告、連絡によりこの事件を知り得たのでしょうか。言いかえると、最初に渋谷署より連絡を受けたのは誰なのでしょうかということでございます。

その後、5月15日水曜日には、総務課長並びに水道課長が当該職員と15分ほど接見をして、事実関係、内容確認をして、本人も容疑を認めていたとのことでありました。そこで伺いますが、接見をした両課長からは、町長はどのような報告を受けたのでしょうか。また、この間なぜ町長はみずから職員と接見をして、事実確認等を行わなかったのでしょうか。

続いて、今後の対応について質問させていただきます。

2つの点に絞って質問をいたします。

1点目は、信用を失墜してしまった町の信用回復についてであります。ほとんどの職員は全体の奉仕者として日々職務に精励しているわけですが、今回の事件により、少なからず何らかの影響を受けるであろうと思われます。この点についての対応を、町長はどのように考えられているのでしょうか。

2点目は、当該職員及び近親の方についてであります。当該職員に対しては酌量の余地はないとはいえ、町として懲戒免職とするだけでよいのか。法制度的には難しいかもしれませんが、後のケアが重要であると思います。法務省の調査によると、万引きで起訴され、執行猶予刑を受けた人の4割が4年以内に再犯するということであります。また、懲戒処分の公表により、近親の方々にも影響が及ぶことが懸念をされます。それらを考慮して、町として何らかのケアはできないものでしょうか、町長の考えを伺います。

次に、管理監督責任について質問いたします。

昨日の同僚議員の質問に対する答弁において、休日公務外の非違行為であり、管理監督責任を直接問うことは難しいとのことではありますが、町長はみずから給料の減額を考えられておることでありました。ここで確認をさせていただきますが、町長はみずから給料の減額することについての理由を、端的にお答えいただきたいと思っております。

最後に、再発防止策についてお伺いいたします。

こちらも昨日同僚議員の質問及び町長答弁がありましたので、簡潔に質問いたします。コンプライアンスについては昨日に答弁がありましたが、私は前回の質問、これは平成24年6月定例会になりますが、メンタルヘルスケアの問題について提案をいたしました。町長はメンタルヘルス、心の健康とは余り関係がなかったと思われると答弁をされております。しかし、私はメンタルヘルスの部分が非常に大きかったのではないかなと今でも考えておりますし、再発防止にも大きな効果を発揮したのではないかと考えております。

町長は昨年9月定例会の中で、今後そういう研修も積みながらやっていきたいと思っている。

成果については、調べて報告はさせていただきたいと思っていると答弁をされておりますが、平成24年度についての実績、成果についてはどのようになっておられるのでしょうか。また、昨日の質問の中でハインリッヒの法則というものも出てきまして、私、昨日家に戻ってからこの件について少し勉強をいたしました。

今回の非違行為が1とするのであれば、もしかしたらその先に29、またその先には300の何らかの原因があるかもしれないということなのかなと思います。そこでお伺いいたしますが、全職員に対して当該非違行為のようなことはもちろんないとは確信をしておりますが、どんな小さなことでも全体の奉仕者としてふさわしくないことがあったのか。また、同僚職員の中でそのようなことが見受けられるといったような調査等は行っておるのでしょうか。

質問の趣旨といたしましては、どんな小さなことでも早く発見することによって、こういった大きな問題を起こさない。全体の綱紀肅正が図られるという意味での御質問でありますので、御理解お願いいたします。

以上で最初の質問を終わります。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 納谷議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思えます。

まず最初に、道路政策について、都市計画道路の見直しと東西方向の基幹道路建設についてでございます。

主に中通り線は難しいのではないかと、そんなお話をいただいたところでございますけれども、道路政策ということでございますので、一連のお話をさせていただきますと、その後また個々については再質問等で受けたいというふうに思っております。

上里町の都市計画道路は現在12路線、総延長1万9,250メートルが都市計画決定されております。その内、整備済み、もしくは事業化されているのは、神保原本郷線や三田東通り線のほか、古新田四ツ谷線などの一部区間及び国道17号バイパス本庄道路を含めまして、延長1万760メートル、総延長の55%となっております。

都市計画決定後、長期間にわたり整備がされていない都市計画道路の見直しについて、埼玉県では平成16年度に長期未整備都市計画道路の見直しガイドを策定し、市町村と連携して見直しに着手しております。上里町において昭和49年10月に都市計画決定された未整備区間がある6路線の見直しを、当時検討しておりますが、総合振興計画の他計画にも、近隣市町との連絡する広域的な路線としての位置づけがある等のことから、存続することとしておるわけでございます。

しかしながら、都市計画決定から40年近くが経ち、上里町を取り巻く状況も変化しております。町では南北方向の幹線道路となる県道上里鬼石線の本郷交差点から、児玉工業団地へのアクセス道路の整備に向け、測量設計に着手するところでございます。

議員の御質問にありました幾つかの都市計画道路の必要性や実現性についても、状況の変化や道路整備の進捗により、交通需要等を踏まえ検討した上で、関連する計画と合わせて見直しに取り組んでいく必要があると考えておるところでございます。

次に東西方向の幹線道路についてでございますが、上里町都市計画マスタープランにおいて、上里サービスエリア周辺のアkses性の強化のため、都市計画道路三田久保原線の延伸が新規構想路線として記載をされております。議員の御提案のとおり、上里サービスエリア周辺地区の企業立地やスマートインターチェンジの設置といった大きな状況変化もありますので、今後の交通の流れも踏まえながら、町の発展のために必要な道路網について検討を行っていく必要があるというふうに思っておるところでございます。

続きまして、2番の職員の再任用について、職員の雇用と年金の接続を図ることと、能力を活用するための再任用制度についての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

上里町では、平成13年に上里町職員の再任用に関する条例が制定されておりますが、今まで本条例を運用しての再任用の実績はございませんでした。しかしながら、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられたことに伴い、無収入期間が生じないよう雇用と年金の接続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り、組織の活力を維持しつつ職員の能力を十分活用していくため、当面定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、希望する職員には再任用するよう国から要請があったところでございます。

上里町といたしましても、退職者の年金無収入期間の対応策として再任用制度を活用し、生活設計の一助になるよう努力をしなければならないと思っております。上里町をはじめ近隣市町におかれましても再任用の実績がなく、今後どのように再任用を運用していくのか、近隣市町と情報交換しながら、早急に対応しなければならないと考えております。

埼玉県などの大きい組織では、再任用として制度運用がなされており、再任用職員の職種や勤務場所が多くございますが、上里町におきましては、どのような職種が用意できるかを十分調査しなければなりません。例えば、役場庁舎内での仕事になるのか、それとも地区公民館の館長職等として、してもらうのか、仕事の幅がどれほどなのか、そして再任用するための基準等の整備について検討しなければならないわけでございます。

今後は数多くの再任用職員が増えることが見込まれますが、新採用職員の採用についても配慮をしつつ、高齢者及び若者の雇用の調整をし、定員管理に努めていく必要があると思っております。退

職者を再任用することでノウハウを伝承しながら、新規の職員も採用し、活気あふれる職場を形成し、働きやすい環境にすることで、町民の皆様への町民サービスの向上とつなげる努力を今後も継続して考えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

次に、職員の非違行為について、事実確認と今後の対応について、管理監督責任について、の再発防止策についての御質問をいただいたわけでございます。

非違行為の事実確認につきましては、初めは事実を知ったのが平成25年5月13日の朝、渋谷警察署の担当者から所属課へ電話があり、改めてこちらから電話し、渋谷警察署の担当者から詳細は話せないとしつつ、衣類5万円相当を万引きし、現行犯逮捕、勾留されていることが判明して、初めて事実を知ったところでございます。

また、処分を速やかにそして厳格に行うために、本人からも事実を確認する必要があるため、5月15日の午前中に課長2名が勾留されている渋谷警察署へ出向き、本人と接見をし、事実を聞くとともに書面での確認を行ってきたところでございます。

事実につきましては、公表を行ったところでございます。また、納谷議員の質問にも、町長はなぜ行かなかったのかという御質問があったわけでございますけれども、とりあえずは、課長で対応をさせてもらったということでございます。

事実の確認後は、顧問弁護士に相談するとともに、2回の上里町職員分限懲戒審査委員会を開催し、処分についての結果が報告され、5月24日に免職の辞令を交付し、処分を行ったところでございます。

次に、管理監督責任については、顧問弁護士とも相談をし、非違行為が休日中の公務外で行われたもので、直接の管理責任は難しいと考えておりますが、行政全般に多大な不信感をもたらせたことについて重く受け止め、この6月定例議会において給料の減額に関係した条例の一部改正を追加議案を行ったのは、昨日の山下議員の質問にも答弁させていただいたとおりでございます。今回の事件につきましては、非常に社会的な信頼を失墜したと、そういった意味で監督責任も免れないであろうということで、私の責任をそういう形の中でとらせていただくということでございます。

今後の再発防止策でございますが、昨年も外部講師を招き、「コンプライアンスと公務員倫理」と題して、研修を全職員を対象に実施しましたが、公務外とはいえ再び非違行為が起きたことは、大変遺憾であり残念でございます。再発防止につきましては、職員一人一人が社会的倫理や公務の信用を常に意識して行動しなければなりません。そのためには、研修を通じて一人一人の資質向上と一層のコンプライアンス意識の醸成が必要であると考えております。改めてコンプライアンス研修とあわせて、心の健康を考えてメンタルヘルスなどを行い、再発防止に努めてまいりたい、そして信頼回復に努めてまいりたい、このように思っておるところ

でございます。

私は、昨日ですか、心の健康は余り効果がなかったといったような話……。

〔「昨年9月定例会の私の質問に対してです」の声あり〕

町長（関根孝道君）　そうですか。全くそういうふうには思っておりませんで、心の健康を考えたメンタルヘルスなども行い、再発防止を行って、町民への信頼回復に努めてまいりたいと、そういうふうにお思っておるところでございます。

議長（高橋正行君）　5番納谷克俊議員。

〔5番　納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君）　5番納谷です。

順に再質問をしていきたいと思っております。

まず、道路施策についてなんですが、非常に東西の幹線ということの必要性を感じていただいているということなので、中長期的な町づくりということで、予定されるであろう路線にはかなりの家があるんですけども、長い目で少しずつ計画の中で、早めに計画をしていくことによって、例えば農振地域ですけども分家住宅が建つとかという話になっても交渉ができるのかなど。何も無い中ではそこを待ってはなかなか言いづらいと思っておりますので、そういったことも早めに計画、構想をまずは作っていただきたいなと思っております。こちらは町長理解していただいていると思っておりますので、答弁はいいんですけども。

都市計画道路の見直しについてですが、確かに都市計画マスタープランの上には、当然上位計画があって、町の上位計画以外にも近隣市町村との兼ね合いがあると。神保原中通り線に関しては本庄都市計画との兼ね合い、また中央通り線については、ちょっと勉強不足なところがあるんですが、以前テクノグリーン構想の環状線になっていたりして、町単独でこれはないよということは難しいと思うんですが、ところが実は近隣市町もほぼ同じことを考えている部分もあるのかなという気がするんですね。

恐らくどこも計画はできているけれども、じゃ、それが実際どこの市町も全部できるのかと、思っているかといったら、そうではない部分もあると思っておりますので、他市町との兼ね合いについても、どこかの機会に町長から他の首長さんにそのような考えと伺いますか、そろそろ児玉郡市全体で考えたらどうなのかというようなお話をさせていただきたいと思っておりますが、町長はいかがお考えでしょうか。

議長（高橋正行君）　町長。

〔町長　関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君）　今、納谷議員がおっしゃっているのは中央通り線のことかなと、そういうふうにお思っておるところでございますけれども、その辺のところも、本庄市も見直してお

るようでございます。上里町もその都市計画決定をしておる道路につきましても、可能性のない道路につきましても見直しをしていく必要があるだろうと、そういうふうにも思っておるところでございますけれども、上里町の振興計画とあわせて県のほうとも調整を図りながら、その見直しについては努力をしていきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） ありがとうございます。特に神保原中通り線に関してもなんですが、こちらはもう本庄市は区画整理を行ったり、その先もかなり小島の市営住宅ですかね、裏のほうまでも、ほぼそこができれば全部全通しちゃうような状況にも関わらず、上里町と県の間でどのようなお話があったかわかりませんが、県道との取り合い部分に関しては恐らくオーバブリッジに入るところで交差点なので、これはほぼ無理じゃないのかなと。

一応私も土木工学科出身なので、というわけじゃないんですが、素人が見てもわかると思うんですけども、ほぼ難しいんじゃないのかなと思うんですが、これなんかも、ただ上里がやめちゃうことによって、本庄は全部できているのにどうなんだという話になっても、実際に難しいだろうと。じゃ、そこで曲げるのかとかと、いろいろな話もあると思うんですが、その辺も、中通り線に限らず見直しの話し合いを持つ機会を持っていたいただければなと思います。ちょっと意見発表になっちゃって申し訳ないんですが。

続いて、職員の再任用についてなんですが、お伺いしたいと思います。

町も13年に条例また同規則を制定した中で、今まで再任用、こちらの適用をしたことはないということでございますし、その先の件に関しましても私が思っていることをほぼ先ほど町長が答弁いただきました。再任用制度、やはり小さい町では実際にこの制度を回していくのは難しいんだろうなという部分があると思います。

今年度退職される課長級さんが、この中にも何名か見受けませんが、これだけ小さい規模の役場の中で、昨日まで課長だった人が再任用で来て、じゃ、部下で使えるかといったら、これは非常にある意味人間関係の中で難しいと思いますね。

3月31日まで総務課長だった方が、じゃ、ほかのセクションだとしても、そこで誰が総務課長に部下として指示できるのかといったら、それは仕事ですからできなくはないでしょうけども、非常に実際は難しいといった中で考えられるのは、町長おっしゃったように、例えば外とありますが、本庁舎でない地区公民館長であるとか、児童館等々、外のものですね。そういったことが考えられると思うんですが、ただ、そういったところになってきますと、現在でも一部職員あがりの方がいらっしゃるけれども、それ以外の方がいて地域とのコミュニケーションが非常にとれていて、地区館によってもすごく民間で勤め上げた方が地区館長を務められ

て、非常にそういった民間のノウハウ等もある中で、スムーズな運営ができているところもあるんですね。

それが、じゃ、公民館だとかそういったところに全部職員あがりの方が行っちゃったら、今度どうなるのかなということもありますし、とはいえ、これからも数年間は多くの職員さんが退職されていく中で、既にもう今年度退職される方は、4月2日以降の誕生日の方ですから、誕生日迎える月までは無年金が確定しちゃうのかなと、このまま行っちゃうと確定しちゃうのかなと思いますので、早急にその辺も含めて対応していかなければならないと考えます。

ですので、先ほど町長おっしゃったような公民館というのは、安易にじゃ、公民館長というわけにはいかないと思うんですね。そこでもう一度全体を含めた中で、例えば今臨時の職員さんがすごく多いという部分を見ると、じゃ、臨時という雇用形態がいいのかといたら、それを望む方もいれば、当然本当はフルタイムで働きたいけどもやむを得ないという方もいるとか、いろいろ個々の事情はあると思いますが、その中で、例えば多く抱えている臨時職員さんを調整する中で受け皿を作るだとか、非常に今の職階の問題だとか、小さい組織で非常に問題があると思うんですけども、早急に手をつけないと、現実ですぐ迫っている問題ですので、もう一度その辺、町長の決意といいますか、お考えをこの議場の中にいらっしゃる課長さんも恐らく非常に関心があることかなと思いますし、じゃないとしましても、我々議員としてはこれを考えていかなければならないところなので、もう一度町長のその辺の答弁をいただければと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 本当に今年切羽詰まった仕事でございます。先ほどもちょっと私も触れましたけれども、外部へ公民館長だとか児童館長だとか図書館長だとか、そういうふうな方法もあるとは思いますが、定年になった職員を全部そこへ張りつけるというのは、一般社会常識からして非常に公務員ばかりというような、一般的な社会風評の中で、それでいいかということもやはり考えていかなければならない。

それで、臨時職員のところへその定年になった職員の皆さんを張りつけた場合、やはり1日仕事ができるのか、短時間で勤務できるのか、そういった問題も非常に多いわけでございまして、非常にこれは難しい問題かなというふうに思っております。

これからも毎年課長さんが定年でおやめになる方が、今年は6名でございますけれども、ずっと6名から10名ぐらいやめていく人がおるのではあるかと、そういうふうに推察するわけでございますけれども、またそうかといって新採用の職員も採用しなくてはいけない、そういうふうにも思うわけでございますので、そのバランスを非常に考えると、非常に頭が痛い問題で

はないかなというふうに思うわけでございます。

しかし、職員として長く行政に携わっている職員は、非常にいろいろノウハウも持っております。すぐにどこへでも役に立てるのではないかなと、そんな思いもするわけでございますけれども、今後は早急に内部で調整をしながらやっていきたい。まず、新採用職員を何名にするかとする前に、やはり対応していかなくてはならないということもございしますので、早急にこれは考えていかなければならないなと、そういうふうに思っておるところでございすけれども、納谷議員がおっしゃってありましたことも参考にしながら、その辺のところも考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 最後に町長おっしゃられたように、当然職員さんのノウハウがあるわけですね。上里町の職員の構成は、いつも話に出ますが、いびつな部分がございますして、数年で抜けてしまうと、その下が極めて少ないと。今、恐らく主査であるとか係長級の年代の方々が、あれよあれよという間に課長補佐になったり課長になっていくという状況で、またその下が少し多くなっているということを考えますと、無年金という問題だけじゃなく、私今回あえて通告した中で、今持っているノウハウを何とか継承していただきたいということも考えると、やはりこの町に合った再任用の形を作って、そして管理職として長い経験が、今の課長級の方たちはあるはずですね。早い年齢で補佐になっていますから。

ただ、これからの方たちはあつという間に階段を駆け上がっていくわけですから、その方たち、これから管理職になるだろう方たちの育成のための支援プラスもちろんこれは新採用も当然それに増して、同じ数に近いだけ採用していくわけですから、そういった方たちの指導係としても有用に活用できるのかなと思います。

ですので、ちょっとくどくなってしまうんですが、そういった観点からも、職員さんの雇用と年金の接続だけではなく、これから管理職になる方たち、また新採用で入ってくる方たちのための再任用制度ということの観点からも、しつこく申し上げるんですが、もう少し簡単にお話、その観点からの答弁いただければと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 定年される管理職の皆さんも、個々の考え方もあると思います。今年6人やめる職員の中でも、もう私は少し休みたいと。仕事はもう全くしたくないと、そういう方もあるわけでございますから、そういうことも精査をしながら、今後対応してまいりたいと。

ただ再任用だけではなくて、町の一般的な、それは再任用に匹敵するかどうかわかりません

けれども、町で今度は外からの人として働いてもらうこともいいのではないかなと、そんなふうにも思っておるところでございます。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） それでは、最後の項目になりますけれども、職員の非違行為についてお伺いしたいと思います。

初めて町が事実を知ったというのが、所属課ということですから水道課に連絡があったということですかね。その後に全協の中でも説明があったとおり、総務課長が改めて渋谷警察署のほうに連絡したという認識でよろしいのでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） はい、そのとおりでございます。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 5番納谷です。

その中で、連絡があった時点では恐らく逮捕から48時間が経過をすることだから、連絡があった時点で検察庁に送検をされたということなのか、される前だったのでしょうか。その辺がちょっと定かじゃないので、確認したいと思うんですけれども。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 木村隆之君発言〕

総務課長（木村隆之君） 電話をしたときには、警察のほうでは検察に身柄を送致したという話を聞いております。

以上です。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） その時点で10日間の勾留はわかっていたということですね。ですので、その後15日ですか、総務課長並びに水道課長が接見に行かれたと思うんですけれども、私の質問の中で、なぜ町長がその間、接見されなかったのかというお話をさせていただきました。

結構大きな事案ですね。このぐらいの小さな町であれば、もちろん顔も名前も、当然元管理職ですから町長もわかっていますし、決して接見するための時間がなかったわけでもないのかなと思うんですね。まして懲戒免職、起訴が確定した時点で懲戒免職という形をとったのであれば、やはり私は町長が自分で給与を減額するとまで責任を感じているのならば、直接会って

当該職員に対して動機等を聞いていただきたかったなと思うんですね。

というのは、町の指針の中でも非違行為の対応を含めて総合的に考慮した上判断すると書いてありますが、その1項目めの中で、非違行為の動機、態様及び結果どのようなものであったかということですから、やはり任命権者である関根町長が接見をし、直接本人に動機を聞くべきだったのかな、また態様というのはものの存在や行動のさまでありますから、総務課長また水道課長を介してそのさまを見てくるよりも、任命権者であるまた処分権者である町長が行ってしかりだったろうと。

ましてや総務課長が接見した翌日からだったでしょうか、翌々日からでしょうか、本来であれば15期会として北海道に視察旅行に行く予定だったということを考えますと、町長にその間、接見をするだけの時間的余裕がなかったとは私は思えないんですけども、その辺もう一度町長にお伺いいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 私は、時間がとれなくて私が行かなかったということでは全くございません。どこの市町村においても、その動機だとか態様だとか、その事実確認をとりに行くのは、私でなくても課長で十分足りるものと思っております。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 一般的にはそうなのかなと思うんですが、相次ぐ、同じ犯罪ですね、窃盗ということで、しかも幾らも、前回は昨年11月だったでしょうか、約1年半の間隔であると。そして、そのときの停職3カ月の処分を下すときも、町長、副町長、教育長、総務課長だったでしょうか、当時の総務課長ですね、の中で処分量定を決めた。当人ももちろん反省しているし、もう二度とやらないということだったということで、結局今から言えばその処分が妥当だったのかという部分もありますし、昨年9月のときも同じ質問をさせていただいたんですが、そもそも前回の処分が妥当でなかったから、今回起きたのかもしれないという考え方もありますし、本人の一種の病気ということも考えられるそうなんです。

話が飛躍してしまうんですけども、万引きという病ということで、クレプトマニアという病気があるそうです。衝動的に窃盗を繰り返す窃盗癖は、クレプトマニアと呼ばれ、精神疾患の一種と見られているそうでございます。そういったことを考えると、だから話がこの後の質問とかぶってしまうんですけども、心の病ということですね。そこで話がつながってくるんですが、前回の私の質問の中で、町長は心の病ではないであろうという答弁をはっきりされております。

そのまま読み上げますと、今回の事案につきましては、そういった心の健康とは余り関係なかったのではないかというふうにも思っているところでございますということなんです。ただ、その後に今こういった職場でございますから、非常にそういう病気になりがちな職員もいるわけでございますから、今後もそういう研修を積みながらやっていきたいというふうにも思っておるところでございます。成果につきましては、後でちょっと調べて報告をさせていただきたいというふうにも思っておりますということで、このメンタルヘルスケアの重要さがつながってくるわけですが、質問時間がなくなってしまいますので、整理しますと、この処分に関して、そもそも水道課の職員でありますね。水道企業だと思わんですけれども、その職員の処分について、話が前後してしまいますが、町の職員ということで審査委員会に則って、上里町職員分限懲戒審査委員会規定に基づいて委員会、副町長以下、教育長、総務課長、総合政策課長、学校教育課長で審査をしたわけですが、前回の処分は置いておいて、今回の処分、この委員会で出たものを企画調整会議で諮っているということですが、そもそも企画調整会議の出席者、町長、副町長、教育長、総務課長、総合政策課長、この分限懲戒審査委員会は、町長と学校教育長を除いて重なっているわけですよ。なので、この制度自体が果たして有効に活用したのかと。

もう少し、私前回の質問でもお話しさせてもらったんですけれども、以前の職員提案の中で、もう少し広いところから職員を入れて、こういった審査委員会を作っていれば、今回の処分には直接関係ないかもしれませんが、また違った角度で今後同様のと言いますか、起こらないことがいいんですが、何かしらの非違行為があったときに、少しこの委員会自体の角度も変えていかないとですし、また、さらに言うと、水道課の職員であるということを考えると、果たして、直接の、これもちょっと飛躍してしまうかもしれないんですが、ある種、水道事業の経営に関係してくるかもしれないですね、職員のことですから。そうするのであれば、例えば経営企画調整会議、こういったことも開く必要があったのかもしれない。

分限懲戒審査委員会をそもそも委員の人选が適当でないのかもしれない。それで企画調整会議で諮って処分を決めるのが適当だったのか。前は顧問弁護士に相談をして、略式命令、罰金刑が確定してから処分をした。今回はもう起訴の時点で、前は、2回目だからかもしれませんが、その場でほぼ同じメンバーが出したものを企画調整会議、ほぼ同じメンバーがまた寄って、最終的にそれを受けてやったと。

何となく前回処分にしても、今回の処分にしても、ある意味処分の内容がある程度前提にあってというわけではないんですが、ありきのように思われてもちょっと不審にとられる部分もなきにしもあらずかと思うんですね。さらに言いますと、前回の処分の中に、審査する中に加わった職員さんの中には、当該職員の媒酌人を務められた方もいたということですから、個人

的なことですから、公務とそれは関係ないかもしれませんが、もしかしたら処分の中に違った思惑が働いてしまったのかもしれない。

やはり人を処分するわけですから、もう少し厳正にやっていかなければいけないのかなというところで、私も質問が飛躍してしまって、自分でも整理がつかなくなりつつあるんですけども、そういった中でやはり町長が御自身に責任を感じているということではありますが、社会全体の奉仕者としての信用を欠いたと。その部分であるとするならば、町長の今の御自身の中では、前回の処分量定に関して、決定するに関して、間違いといえますか、前回の処分量定がもう少しこういうふうにしてあげればよかった、そうすれば再犯することがなかったという考えのもとで、自分を律することではないということですが、話が長くなってしまって、質問はそこに行ってしまったんですが、確認します。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） まず冒頭に、前回の処分が間違っただけから私が責任を負うと、そういうことでは全くございませんので、誤解をいただかないようお願いを申し上げます。

処分が妥当だったかどうかということにつきましては、私は本当に妥当だったであろうと、そういうふうにも思っておるところでございますけれども、心の病はなかったであろうと、そういうふうに前回私が発言したのは、まず、初心であると。警察のほうからも、初心者であると、初めてやったと。そういうことであるから、これは今、納谷議員がおっしゃられたような病的なことではなかった、そういうふうな解釈のもとから、最初のときはもう初心であるということから、心の病ではないんじゃないかと、そういうような見解を述べたわけでございますけれども、今回こうして振り返ってみますと、やはり病的な要素もあつたんじゃないかなと、そういうふうにも思っているところでございますけれども、前はそういうことでございました。

また、事務的なことにつきましては、課長のほうからお話を申し上げます。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 木村隆之君発言〕

総務課長（木村隆之君） 職員の分限懲戒審査委員会、水道企業職員をなぜこういう形で審査委員会にかけたかということですが、水道事業管理者のほうから処分について委任を受けて、この審査会で審査をしてということでございます。その辺の回答についても、水道事業管理者のほうへ回答は申し上げているということでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔 5 番 納谷克俊君発言 〕

5 番（納谷克俊君） 懲戒処分が、起訴が確定された、連絡が来てすぐということだったんですけれども、これに関して公平委員会に関する通知といたしますか、連絡といたしますかは、速やかになされたのでしょうか。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔 総務課長 木村隆之君発言 〕

総務課長（木村隆之君） 公平委員会には通知を出しました。

以上です。

議長（高橋正行君） 5 番納谷克俊議員。

〔 5 番 納谷克俊君発言 〕

5 番（納谷克俊君） 最後になりますけれども、一番最初の質問にちょっとお答えがなかったといたしますか、すり合わせの中での不足があったことは、こちらのミスかもしれませんが、例えば先ほど申しましたケアですね。例えば懲戒免職にしたから町は関係ないよとも言いづらいのではないのかなと思うんですね。もしくは、また繰り返すようなことがあると、元職員というのは一生つきまといますし、そうなってほしくはない。

首にすればそれで終わりだよ、うちは関係ないんだというんじゃないと思いますし、またそれに関わる方々のケアというのも必要だと思うんですが、法制度的にそれは関係ないんだから町でやることではないかもしれませんが、その辺に関して町長はいかがお考えでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

町長（関根孝道君） 先ほど納谷議員から、職員のケア、また親族等のケアについて質問されたわけでございますけれども、答弁が漏れておったことは申し訳なくしております。

この辺につきましても、懲戒免職ということでございますけれども、本人にはこういう研修をやるからどうでしょうかというようなお話をさせていただいて、本人が来るか来ないか、それは本人の自由でございますから、何とも私が言えませんが、ぜひ、もし心の勉強があるとしたら、いい研修をやりますから、是非ひとつ聞いていただけたらどうでしょうかという呼びかけはしていったらあげたほうがいいかなと、私の主観でそんなふうには思っております。

議長（高橋正行君） 5 番納谷克俊議員。

〔 5 番 納谷克俊君発言 〕

5 番（納谷克俊君） ちょうどこの件が発覚してからなんですけれども、5月25日土曜日、TBSテレビの報道特集で、クレプトマニア、窃盗癖ですね、関連のドキュメンタリー報道がございました。ある渋川市にある赤城高原ホスピタルというところが取材協力をされたんですけ

れども、ここにはやはり万引き癖がある方、中にはちょうどこの取材に出ていたときのが公務員の方なんです。17年公務員を務めて、結局万引きで全てを失っちゃったという方なんですけれども、治療をすることによって完治、この病は完治はできないけれども、限りなく抑えることができるそうであります。しっかりと入院をして、入院治療を行うことによって、かなり再犯率を低くできることがございますので、是非一度、お時間ございましたら、赤城高原ホスピタル、渋川市のようにございます。元公務員だとか学校の先生だとか医師だとか看護師だとかという方が、同じような症状で苦しんで入院をされて、立ち直っていつているようにございますので、一度研究していただければありがたいなと思いますが、もう一度答弁をお願いいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 本人も家族もその辺のところはよく周知をしておるようでございまして、一度診察に行ってみないと、そういうお話をいただいておりますから、私のほうであえてその辺の話はしなくても、家族のほう知っているということでございますので、一度診察に行くというお話も聞いております。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員の一般質問を終わります。

以上をもって、本定例会に通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

散 会

議長（高橋正行君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時23分散会